

防大施第733号
平成18年6月6日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長代理
防衛大学校副校長 馬 場 順 昭

地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会の設置について（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号 平成24年4月6日防大総第525号
平成30年3月30日防大総第346号

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。
なお、防大施第1191号（10.12.18）は廃止する。

添付書類：別紙「地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会設置要綱」

別紙

地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会設置要綱

(設置)

第1条 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。)に基づく、防衛省の実施計画(平成19年3月30日地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会決定。)に沿って実行計画の推進及び点検を行うため、防衛大学校に地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 事務官をもって充てる副校長

(2) 委員

ア 総務部長、教務部長、訓練部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長、各学群長

イ その他学校長が指名する者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 実施すべき温室効果ガス削減対策に関する事項

(2) 実施した温室効果ガス削減対策の実施状況に関する事項

(3) その他 政府の実行計画 の推進及び点検を行うために必要とされる事項

(運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係部課等に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(運営部会の設置)

第5条 委員会に地球温暖化対策実行計画推進・点検部会(以下「部会」とい

う。)を置き、地球温暖化対策のための具体的方策を検討、策定し本校における政府の実行計画のより一層の推進及び点検のため、調査・審議を行う。

(部会の構成)

第6条 部会は、部会長及び部会員をもって構成し次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部会長 総務部長
- (2) 部会員 総務課長、厚生課長、会計課長、管理施設課長、衛生課長、教務課長、入学試験課長、訓練課長、学生課長、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長
- (3) 各学群長が指名する教授（各1名）
- (4) 部会長が指名する者

(報告)

第7条 委員長は審議結果を学校長に、部会長は審議結果を委員会に報告するものとする。

(関係部課の協力)

第8条 関係部課は、委員長から関係職員の出席、資料の提出等の要求があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、管理施設課において行う。

(委任規定)

第10条 この通達に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員会は委員長が、部会は部会長が定める。